

令和 8 年度に向けた近江八幡市
農地等利用の最適化に関する

意 見 書

近江八幡市農業委員会

令和 8 年度に向けた近江八幡市農地等利用の最適化に関する意見書

我が国の農業経営を取り巻く環境は、農業者の減少と遊休農地の増加、相次ぐ自然災害による農産物への被害等大変厳しい状況にあります。

農業者は、減反政策の影響や農業資材の経費等が高騰している中で、経営が整わなくても食料の供給を担ってきています。この農業を継続させるには、高齢化を補う担い手や子孫が、他産業並みの所得を確保でき、将来の職業として魅力ある営農を見通せることが必要であります

このような中、国においては改正基本法に基づく、初の「食料・農業・農村基本計画」が令和 7 年 4 月に閣議決定され、令和 7 年度からの初動の 5 年間で「農業構造転換集中対策期間」と位置付け、各種施策の見直しを行うこととしているところです。

つきましては、「近江八幡市第 1 次総合計画（後期基本計画）」も踏まえ、食料確保、農業者の経済的地位向上に向け、本市農業振興の取組の強化を図ることが重要であります。

このことから農業委員会といたしまして、農業の発展を目指し効率的な農地利用の最適化が一体的に進んでいくよう、必要な施策の改善等に関し農業委員会等に関する法律第 38 条の規定により、次のとおり意見書を提出します。

令和 7 年 11 月 18 日

近江八幡市長 小 西 理 様

近江八幡市農業委員会会長 西 川 進



意 見 事 項

1 将来にわたる持続可能な農業政策の確立

改正された食料・農業・農村基本法に基づく基本計画が策定され、農業政策を令和9年度から根本的に見直すとされました。本市農業の持続的な発展のためには生産性向上の実現が重要であり、将来にわたって農業の担い手の経営が継続できるよう、生産性向上関連予算の確保が望まれます。

特に、地域農業を守り発展させる必要があることから、集落営農組織・小規模農業事業主にも、安定して営農を継続することができるための新たな生産者補助・支援策を実施されたい。

2 「地域計画」の実現に向けた取組について

昨年度に策定された「地域計画」は、これまで取り組んできた「人・農地プラン」から農業を担う者ごとに利用する農地を集積・集約することに重点を置いたものであり、今後は本市農業の持続的な発展に寄与するものとなります。しかしながら、現況に近い形で策定された地域が多いことから、すべての農業者が10年後を見据えた意向を明確にし、将来の担い手が必要な農地を明確にした上で、意欲ある守り手・支え手となりうる多様な農業者が積極的に参加できるような取組が望まれるため、市を中心とした推進体制を継続されるよう努められたい。

3 時代に適合した農地制度への見直し

「農地は、地域における貴重な資源」であることに鑑み、私的財産ではあるが、公共的な役割があることから、先駆的な地域の創造に寄与する農地制度の整備が求められている。

本市においても、所有者不明農地・不在村（地域外）の農地所有者・土地持ち非農家等の増加は、農地の所有と利用に大きな影響を与えており、それらに焦点を当てた見直しが急務である。

については、滋賀県・他市町・滋賀県農業会議等と連携し、農林水産大臣への要請を引続きお願いしたい。

4 担い手の確保・育成支援について

本市農業においても担い手の高齢化が深刻な問題と捉えており、本市農業を持続可能としていくためには、担い手の確保・育成を図りながら、担い手への農地の集積・集約化を加速させることが喫緊の課題であります。

このため、地域を支える若い担い手の発掘や新規就農者に対して早期に安定した農業経営ができるよう経営確立までの一貫した支援の充実、担い手が安定した利益を望め、若者が希望を持って就農を志す事ができる水準となるよう支援を実施されたい。